

動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、動物実験に関する規程（以下「動物実験規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、動物実験委員会（以下「委員会」という。）の設置、構成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員により構成する。

- (1) 学術研究推進機構長
 - (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
 - (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
 - (4) 事務局長
 - (5) その他学長が必要と認める学識経験者
- 2 委員は、学長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、機構長をもって充て、副委員長は、委員長が委員の中から指名するものとする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の役割)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画の動物実験に関する規程及び動物実験に関する法令等に対する適合性に関すること。
- (2) 動物実験の科学的な実施及び実験動物の福祉に関すること。
- (3) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (4) 実験者に対する指導及び助言に関すること。
- (5) 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (6) 動物実験の実施に係る教育訓練に関すること。
- (7) 自己点検・評価及び外部の機関等による検証に関すること。
- (8) その他動物実験規程の適正な運用に関すること。

(委員会の運営等)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 5 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充のため委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員会で審議された内容は下記の項目を含む議事録として記録し、保存しなければならない。
 - (1) 委員会の開催日時及び場所
 - (2) 委員会に参加した委員の氏名
 - (3) 委員会での審議内容（委員会からの質問内容、及びそれに対する実験責任者からの回答等）及び審議の結果

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、産学連携支援室が行う。

(守秘義務)

第6条 委員会構成員及び事務局は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長が学術研究推進委員会の意見を聴取した上で行う。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月6日から施行する。